

**令和6年度
江東区予算編成及び
施策に対する要望書**

令和5年9月4日

江東区議会自民・参政・無所属クラブ

産業

①工事請負契約について、昨今の物価高騰に鑑み、スライド条項の適用について、発注者と受注者ともに事務的負担を最小限度に抑えた運用を検討、実施すること。また、昨今の技術者不足の状況に鑑み、あらゆる工種や規模の工事請負契約について工事の平準化を実施すること。

②工事請負契約に係る工期の設定について、働き方改革関連法施行に伴う工期の見直しや、夏季工事については、昨今の猛暑による作業効率の低下を考慮した余裕ある工期を設定すること。

③区が使用する物品・資機材の購入については、地元業者への優先発注を基本とし、区内の公共工事及び委託契約等の入札については、JV 工事にも総合評価方式を積極的に導入するなど、事業者の現状と課題認識を共有しつつ、地元本店業者を積極的に登用し、育成を図ること。

④公共工事においては、設計変更を認めるルール策定により工事の最適化を図ること。また、地域貢献点の項目拡充により、事業者とともに本区の施策を推進し、その実態を適宜調査し公正公平な競争を担保すること。

⑤道路及び公園維持管理委託事業について、複数年契約、性能発注を基本とする包括管理契約の試行実施を検討すること。

⑥物価高騰等に直面する区民、特に公共性の高い介護・子育て・福祉事業所等や公衆浴場事業者への支援を実施すること。さらに、燃料費高騰による経営への影響が顕著である区内運送事業者に対し、燃料費負担の補助を実施すること。

⑦取引価格・サービス料金への価格転嫁が困難な中小零細事業者等に対し、経費負担軽減や資金繰りに資する支援を拡充すること。

⑧商店街振興及び家計支援として、江東区内共通商品券を紙とデジタルを併用して継続、拡充すること。

⑨零細事業者支援として、新紙幣の発行及び成人識別たばこ自動販売機システム（taspo）廃止に伴う券売機や自動販売機等の更新について、助成を検討すること。

⑩企業のコンプライアンスの確立と着実な運用に資するため、専門家を活用した労働

環境モニタリングと労務相談を拡充し、労働基準法及び安全衛生管理等の適正化を担保すること。また、労務制度は働き方改革関連法をはじめ制度変更が著しいため、創業期のみならず広く一般事業者にも相談窓口を提供すること。

福祉

- ①児童相談所の開設目標年度を設定し、開設に向けたスケジュール及びタスクを示すこと。特に人材確保及び育成については、任期付き職員採用制度の活用による人材確保や、東京都に限らず他自治体への区職員を派遣して育成を行う等、柔軟かつ早急に取り組むこと。

- ②児童虐待予防事業を推進し、児童相談所開設に向けて子ども家庭支援センターの機能及び連携を強化すること。

- ③発達障害について、未就学児への就学支援から卒業後の就労支援まで一貫した支援体制を構築すること。就学支援については、区内幼稚園、保育園等と連携し、必要な支援策を講じること。

- ④高齢者については、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者を対象としたグループホーム、障害者については、障害者多機能型入所施設など、施設整備や地域偏在を是正しつつ着実に整備すること。

- ⑤障害児（者）の移動支援に伴うヘルパー介護事業者の充実に努めること。

⑥手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例の趣旨に則り、引き続き市内のろうあ者への対応を図るとともに、遠隔手話通訳サービスやコミュニケーション支援ツール等の導入を検討し、さらなるコミュニケーションの円滑化に積極的に取り組むこと。

⑦重度心身障害児（者）在宅レスパイト支援事業は、利用時間等利用者のニーズに沿って柔軟に運用し、必要とするすべての対象者に支援を拡充すること。

⑧自宅でのひとり入浴に不安を感じている高齢者の入浴機会の確保等、公衆浴場の有効活用を図ること。引き続き、公衆浴場のAED設置をはじめ、高齢者の介護予防、健康増進、交流促進等に資する健康増進型公衆浴場への改築、改修に対する助成制度を継続すること。また、自宅に入浴設備のない生活保護受給者に対し、入浴券の支給枚数を増やすこと。

⑨各種検診事業の拡充と受診率の向上を図るとともに、口腔ケア事業の充実に努め、区民の健康増進を図ること。特に認知症検診については、対象者の拡大と受診しやすい制度設計に努め、各種認知症予防プログラム事業との更なる連携強化に取り組むこ

と。

⑩安心して出産、子育てができる環境を構築するため、医療機関等の専門家と連携し、必要な妊産婦検診、乳幼児健診、産後ケアにつなぎ、母子の健康を守ること。また、昨今の社会的状況に鑑み、公私を問わず産前産後の相談体制を構築し、妊娠から出産まで切れ目のない支援策を講じること。

⑪在宅での医療・介護の連携による地域包括ケアシステムの構築に資する元気アップトレーニングについて、利用しやすい制度運営に努めること。

⑫お部屋探しサポート事業について、貸主の負担軽減のため、各種保障への加入について、借主が加入できるよう助成を検討すること。また、賃貸借契約締結にあたり、生活保護決定を前提とする場合、決定通知の弾力的運用を検討すること。

⑬使用済み注射針の改修について、回収用ボトル購入単価の値上げに伴い、購入にかかる経費の助成を引き上げること。なお、在宅医療の増加に伴い排出量も増加していることから、回収容器の想定数を4000本に見直すこと。

防災

- ①「防災の日」にちなんで実施している総合防災訓練について、昨今の猛暑及び季節ごとの防災対策の必要性を踏まえ実施時期の変更を検討すること。

- ②学校避難所運営協力本部連絡会のもとで避難所開設訓練を実施し、個々の具体的な行動をわかりやすく周知するとともに、災害の種別ごとの対応や複合災害、またペット同行避難や感染症対策等の具体的想定のもと、課題の洗い出しとその解決に努めること。さらに、地域の実情を精査し、公共施設や民間施設等、避難所施設の確保及び情報確保手段や備蓄倉庫の増設、備蓄品の拡充に努めると共に、各避難所のバリアフリー化を推進すること。

- ③災害時におけるペット同行避難のあり方や避難所におけるルール、マナーの普及啓発に向け、関係機関と連携の上、実際の避難訓練でペット同行避難についても想定して実施すること。また、飼い主に対してペットフードの備蓄等、事前防災への取り組みについて推進すること。

- ④避難行動要支援者名簿の取り扱いについて、災害協力隊に要請する町会自治会に対し助言及び支援を行い、適切な管理のもとで対象者等とのトラブルを防止すること。

また、法的な位置づけを慎重に確認し、行政としての責任を果たすこと。

⑤救助用ボートが実際の災害時に有効活用できるように、機能性の向上を図るとともに、消防団、災害協力隊を対象とした訓練を定期的実施すること。同時に、ボランティアの育成、非常時の対応訓練等も考慮すること。

⑥災害発生時に、有効な情報提供のツールとして全戸配布した防災備蓄用ラジオの作動確認を兼ねた定期的な使用を呼びかけ、情報伝達体制を強化すること。また、レインボータウン FM 放送が防災センターから直接緊急放送を流すシステム構築を進めるなど、更なる協力、連携体制を構築すること。さらに、東京ベイネットワークに対して、生放送への対応等、更なる協力を要請すること。

⑦防災協定の締結と合わせて、指揮命令系統や責任と権限等、有事における運用を具体化すること。また、区職員と合わせて協定締結先における、有事の際の実働人員を定期的に確認し、その実効性を高めること。併せて、協定締結先に対して、有事に備えるための BCP 策定状況を把握し、その策定に対して支援すること。

⑧災害時のエネルギー確保については、非常用発電設備等に関して、業界団体との災

害時協力協定が締結されている。これらに加え、全国各地の自然災害を事例とし、LPガス等可搬性に優れたエネルギーを確保する等、災害時のエネルギーの分散化を図ること。また、災害時等に使用する庁有緊急用車両にLPガス車両の追備を図ること。

⑨老朽建築物除却に対する助成制度の拡充を図ること。

⑩グレーゾーン建築物に対して、昭和56年5月までのいわゆる旧耐震の建物に対する耐震診断助成としているところを、平成12年5月までの建築物へ対象を拡大すること。

⑪災害時における、船舶による緊急物資の輸送及び被災者救援の障害として危惧される、水深の浅い荒川河口部及び区内水域の運河連結点の土砂堆積状況を把握し、著しい堆積土砂の浚渫を速やかに実施し、航路を維持、確保すること。また、区内適地に緊急物資の備蓄機能を併設した船舶の係留基地の整備について、国や都に対して強く要望すること。

⑫都市型水害に対する有効な手立てとして江東幹線の整備を早急に進めること。また、小名木川、木下川両排水機場の耐震工事に伴う城東地区の排水能力の低下に対しては、

十分な対応策を図ること。

⑬東京都の「不燃化特区制度」において指定された地域に対して、適切な支援を図るとともに、区が進める「不燃化特区推進事業」の効果的な事業展開を図ること。

⑭都立公園の和式マンホールトイレに対応した洋式便座を配備すること。

⑮有事に備え、区立小中学校の建物現況調査について、建築及び改修改築時より継続して実施すること。また、有事における建物の安全確認においても、有資格者による団体と連携し、速やかに避難所開設されるよう備えること。

環境

①ゼロカーボンシティ江東区の実現に向けて、具体的な目標数値を設定するとともに適宜予算を措置すること。

②EV車の普及に伴い、充電設備の設置助成について検討すること。

③引き続き5Rによるゴミ減量の取り組みを推進すること。また、ゴミ出しマナー・ルールの徹底や周知を図り、不法投棄等の防止への取り組みも継続すること。繁華街や飲食店が多く立ち並ぶ地域におけるカラス対策については他区の事例なども参考に対策を強化すること。

④廃棄物と資源の収集運搬業務を円滑に進めること。また、収集場所の最適化や回収コンテナの追加購入等適正に対処しつつ、情報提供及び指導を徹底すること。

⑤公共施設の緑化計画や街路樹充実（倍増）計画を着実に推進するとともに、継続的に維持管理を図ること。また、民間建築物などに対する緑化助成事業や、駐車場の一部芝生化など、更なるCIG施策を推進すること。その他、屋上緑化の際にはウミネコ対策を考慮すること。

⑥江東区たばこに関する基本方針に則り、公共喫煙所の設置及び民有地の喫煙所設置に対する助成を通して、分煙社会の構築に努め、多様性を認める社会を形成すること。

⑦アスベストについて、大気汚染防止法の改正を受けて多くの建物が対象となっているが、安全に処理されるための助成を行うこと。

こども

①義務教育の機会を保障し、かつその水準を確保する責任において、ICTの活用を図ること。また、江東区版GIGAスクール構想に基づき、デジタル教科書の活用等、ICTを活用した取り組みを随時更新し、全ての区立学校で着実に実施すること。

②小学校における英語の教科化や江東区版GIGAスクール構想によるICT機器の活用等、教員業務の多角化に対し、研修や支援策を適切に講じること。

③区立学校等に向けて、区内各種団体をはじめ専門家による出前授業等の申し出について、教育委員会により一括で受け付け、各校に情報提供し、実施状況についても把握に努めること。

④昨今の猛暑を踏まえ、授業や部活動等学校教育現場における園児・児童・生徒の体調管理について、万全を期すこと。また、猛暑対策について必要な予算を講じること。特に、空調設備が未整備の給食室については、その職責と労働環境改善の必要性から、早急に整備すること。

⑤学校の改修、改築等について教育の質の向上に重点を置き、民間施設の利活用等、

時代に即した教育環境の整備を検討、推進すること。

⑥令和5年10月より実施の学校給食費無償化について、国立、私立及び都立特別支援学校等の江東区立学校以外の教育施設に通う児童・生徒に対する同等程度の補助を実施すること。

⑦医療的ケア児の受け入れにあたって、各校、各園に状況を引き継ぐ医療従事者に対し、助成を検討すること。

⑧東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、区内に整備された各競技会場を活用し、児童・生徒のスポーツ体験やイベント、競技観戦等の機会を確保し、レガシーとしての活用を図ること。

⑨区立幼稚園のあり方を常に検証し、3歳児保育の拡充や預かり保育の充実等、時代に合わせた利用者のニーズを踏まえた運営を推進すること。

⑩人口動態の変化に伴う未就学児の人口減少について、保育の定員適正化を適宜見直し、保育園や区立幼稚園、私立幼稚園等の区内資源の有効活用を検討し、子どもを取

り巻く環境整備を進めること。

①ジュニアリーダー講習会参加費用の負担軽減、及び少年キャンプ委託費用の値上げを検討すること。

まちづくり

- ①地下鉄 8 号線の延伸に際し、本区実施のワークショップや事業者実施の説明会等
出された意見や要望を受け止め、沿線まちづくり計画等に活かして実現すること。

- ②臨海部の人口急増により混雑する既存のバス路線に対し、増便や拡充、BRT 等を活
用した交通アクセスの多重化を進めること。また、地下鉄 8 号線及び臨海地下鉄の動
向を見極め、計画実現までの切れ目のないアクセス構築に努めること。

- ③区内で進められている大島三丁目一番地地区及び門前仲町駅前市街地再開発につ
いて、住民の理解を得ながら積極的に事業の推進を図ること。特に大島三丁目一番地
地区については、既に事業エリアのまちづくり方針が決定したため、都市計画の決定
に向けて最善の努力をすること。

- ④亀戸と新木場を結ぶ交通システムの導入について、城東地区の南北交通の充実に欠
かせぬ本区の長年の懸案事項であり、引き続き調査、研究を進めること。

- ⑤ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、具体的な計画を策定すること。
また、区内交通機関の各駅にエレベーターやエスカレーター、ホームドアの段階的な

設置を事業者に強く要望すること。特に JR 亀戸駅東口は、近隣環境の変化に伴い乗降客数が年々増加していることから、バリアフリー化や自動改札の増設を早急に要望すること。当該事業者の JR 東日本とは、今後の亀戸駅周辺開発の動向について、綿密な情報交換を実施すること。

⑥マンション条例の周知徹底及び既存のマンションの管理責任者の把握、地域住民との情報の共有、協力体制の構築に継続して取り組むこと。特にマンション条例に則り、町会自治会への加入または立ち上げを指導すること。

⑦放置自転車対策について、禁止区域を適宜見直しながら、鉄道事業者や大型店舗等の協力を得ながら自転車駐車場の整備を行うこと。

⑧舟運による内部河川の活用のため、河川整備及び後背地の整備計画を策定すること。その際、船着場を一般開放し、広く区民に利用されるよう運用すること。

⑨江東区及び近隣区と連携し、公営火葬場の建設、運営を検討すること。その際、本区民の経済的負担を最小限度にする運営を行うこと。

⑩豊洲市場開場にあたっての3つの約束について、東京都に対して継続的な取り組みを求めていくこと。特に千客万来施設の開業にあたっては、賑わいの拠点としてはもちろんのこと、本区全域にその効果を感じられる取り組みを行うこと。また、5街区の将来活用について、その方向性を定めるよう東京都に求めていくこと。

行財政改革

①ふるさと納税について、立法趣旨を踏まえつつ、地場産業の振興やブランディングの効用を踏まえつつも慎重に検討すること。その際、都区財政調整制度との整合性やワンストップ特例による地方税の減収についても十分考慮すること。

②新庁舎建替えについて、計画を策定すること。

③各種証明書の郵送請求におけるキャッシュレス化について、実証実験を実施した先行事例を研究し、定額小為替を取り扱う事務負担軽減に向けた取組みを実施すること。

DX

①国による自治体情報システムの標準化の議論を踏まえ、基幹業務については適切に推進すること。また、標準化対象外業務のうち、デジタル化に資する業務の洗い出し及び優先施策について、早急に検討すること。特に初期の取り組みとして、防災事業にデジタル化を取り入れ、その有効性を区民に示すとともに、職員も有効性を実感できる取り組みを推進すること。

暮らしとコミュニティ

①令和5年度実施の町会自治会地域活性化補助事業について、令和6年度においても継続して実施すること。

②常日頃、町会・自治会から行政に対して、各種申請や届け出を行う場面が多く散見されるが、昨今の町会・自治会の高齢化、人手不足を鑑み、手続きの簡素化ないし、デジタル化を更に推進すること。また、町会・自治会のデジタル化推進の後押しとなる施策に注力すること。

③相続登記義務化を控え、相談事業の拡充とともに適宜周知を図ること。